

## 学校施設 利用上の注意について

### 1 利用指定場所以外への立入禁止について

- ・ピアノなど高価なものや部活動で使う用具等があるため、団体の活動に関係ない学校の備品には、絶対に触れないでください。
- ・特に子供さんを連れてこられる場合、トラブル等が起きないように注意してください。

### 2 持ち込みゴミについて

- ・持ち込んだものは、各自で責任をもって必ず持ち帰ってください。
- ・体育館における水分補給は認めますが、空になった容器は必ず持ち帰ってください。なお、水分補給時は、床面劣化防止のため、床面を濡らさないように注意してください。

### 3 利用後の施設・用具について

- ・学校側に迷惑をかけないように、使用した用具等は使用前と同様の状態に戻し、整理整頓してください。
- ・トイレや更衣室等を使用した場合は、使用後に必ず清掃を行ってください。
- ・万が一、用具や施設を破損させた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。
- ・鍵を無くした場合、場合によっては、ドア・扉の取り替え、鍵と鍵のスペアすべての取り替えを実施するなどの対応を行います。その際、費用は利用団体にて負担していただきますので、ご注意ください。

夜間、休日は学校への連絡はせず、下記の番号へ連絡してください。

**緊急連絡先(休日・祝日・夜間) 教育委員会 文化スポーツ課 0855-25-9721**

※宿直が電話に出ますので、団体名、氏名、連絡先、要件を伝えてください。  
担当者より、折り返します。

### 4 利用時間の厳守について

- ・利用時間を厳守し、利用終了後速やかに解散してください。
- ・片付けは利用時間内に行い、次の団体に譲ってください。  
(次の団体が使用する場合も施錠は行ってください。)

## 5 駐車について

---

- ・運動場に車を乗り入れたり、所定の場所以外に駐車しないでください。
- ・放課後児童クラブの迎えと時間が重なる団体は混雑による事故等、特に注意してください。

## 6 体育館等の鍵の貸し出しについて

---

- ・体育館等の鍵は、原則、利用前に借りて速やかに返却してください。
- ・文化スポーツ課  
➡土日祝日の貸出と返却は行っておりません。(鍵の受付は平日 8:30~17:15)
- ・文化スポーツ課以外の場所  
➡それぞれの貸出時間やルールを厳守してください。

## 7 喫煙について

---

- ・学校施設のみならず、敷地内はすべて禁煙です。
- ・敷地内に駐車した車内での喫煙もしないでください。
- ・敷地外周辺に、吸い殻を捨てないようにしてください。

## 8 毎月の利用願の提出について

---

- ・毎月の利用願の提出は1ヶ月前から可能です。  
(例:5月の利用願→4月1日以降の開庁日から可能)
- ・必ず、利用日の5日前までに利用願を提出してください。

## 9 利用許可後のキャンセルについて

---

- ・キャンセルは、利用日当日の17:15までに文化スポーツ課へ連絡してください。(ただし、土・日・祝日に利用の場合は、平日 市役所開庁時間の17:15までに連絡をお願いします。)
- ・使用中止の連絡がない場合は、利用料が発生します。十分に注意してください。
- ・土・日・祝日の時に利用中止の連絡は受けません。(但し、災害時・緊急時は除く)
- ・利用料金減免の団体(児童・生徒等を中心に構成される団体)もキャンセルの連絡は必ず行ってください。

## 10 利用料の納付について

---

- ・納付書に記載してある期限内に納付してください。
- ・納付書を紛失した場合は、再発行いたしますので文化スポーツ課へご連絡ください。

## 11 学校施設利用における優先順位について

---

- 学校施設利用における優先順位は以下のとおりです。
  - 1 学校活動・PTA活動・放課後児童クラブの活動
  - 2 県・市・地域活動等（目的外使用） ※ 学校施設開放事業とは別の手続きが必要
  - 3 学校施設開放事業 利用団体の活動
- 利用願が提出された後でも、上記1と2の活動が優先されますので、ご了承ください。
- 学校施設開放事業 利用団体が目的外使用(スポーツ練習等)をすることも可能です。ただし、他団体の利用がある場合は、使用できませんのでご注意ください。
- 祝日での利用を希望する団体と定期的な曜日を利用している団体の利用日が重なった場合は、定期的に利用している団体が優先されます。

## 12 その他

---

- 教育委員会の指示を厳守してください。
- 注意事項を厳守しない場合は、利用許可及び団体登録を取り消す場合があります。